(2)　港湾環境整備計画の認定等
　港湾管理者は、(1)の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る港湾環境整備計画が、その内容が当該港湾の港湾計画に適合するものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をすること等とした。（第五一条の二関係）
(3)　港湾環境整備計画に係る行政財産の貸付け等の特例
　港湾管理者は、国有財産法第一八条第一項又は地方自治法第二三八条の四第一項の規定にかかわらず、(2)の認定を受けた港湾環境整備計画（(4)において「認定計画」という。）に記載された緑地等を(2)の認定を受けた者（(4)において「認定計画実施者」という。）に貸し付けることができること等とした。（第五一条の三関係）
(4)　港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消し
　港湾管理者は、認定計画が(2)の基準に適合しないものとなったと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとし、当該勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかったときは、(2)の認定を取り消すことができることとした。（第五一条の四関係）
(三)　他人の土地への立入り
　国土交通大臣又は港湾管理者が、港湾工事のための調査等を行うためやむを得ない必要があるときにおいて他人の土地に立ち入らせることができる者として、国土交通大臣又は港湾管理者の委任した者を追加することとした。（第五五条の二の二関係）
(四)　非常災害等の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理等
　国土交通大臣が、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における業務の実施体制等を勘案して必要があると認めるときに、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理を行うことができる制度について、その適用が可能な場合を、非常災害、世界的規模の感染症の流行その他の港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象が発生した場合とすることとした。（第五五条の三の三第一項関係）
3　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八八号）（防衛省）

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給される学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一、別表第二、第二四条の二第二項、第二五条第二項及び第二五条の二第二項関係）
2　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一六七・五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）
3　自衛隊法第四五条の二第一項の規定により採用された職員に支給される六月期及び一二月期の勤勉手当の支給割合を一〇〇分の四七・五等とすることとした。（第一八条の二関係）
4　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一六五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）
5　その他この法律の施行に関し必要な措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）
6　この法律は、公布の日から施行し、1は、令和四年四月一日に遡って適用することとした。ただし、3及び4は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（政令第三五二号）（総務省）

1　選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項
　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第二条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、当該選挙の期日）現在により当該告示日の前日に行うこととした。（第一条関係）
2　署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項
　法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙についての署名収集の禁止期間は、一定の場合を除き、それぞれの選挙の期日前六〇日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。（第二条及び第三条関係）
3　指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならないこととした。（第四条関係）
4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇建設業法施行令の一部を改正する政令（政令第三五三号）（国土交通省）

1　発注者から直接建設工事を請け負う場合に特定建設業の許可を受けなければならない当該建設工事の下請契約の代金の額の下限を、許可を受けようとする建設業が建築工事業以外である場合においては四、〇〇〇万円から四、五〇〇〇万円に、建築工事業である場合においては六、〇〇〇万円から七、〇〇〇万円に、それぞれ引き上げることとした。（第二条関係）
2　発注者から直接請け負う建設工事につき、施工体制台帳を作成しなければならない下請契約の額の下限を、建築一式工事以外の建設工事である場合においては四、〇〇〇万円から四、五〇〇〇万円に、建築一式工事である場合においては六、〇〇〇万円から七、〇〇〇万円に、それぞれ引き上げることとした。（第三条関係）
3　工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない公共性のある施設等に関する重要な建設工事に係る工事一件の請負代金の額の下限を、建築一式工事以外の建設工事である場合においては三、五〇〇万円から四、〇〇〇万円に、建築一式工事である場合においては七、〇〇〇万円から八、〇〇〇万円に、それぞれ引き上げることとした。（第二七条第一項関係）
4　下請負人が主任技術者を置くことを要しない特定専門工事に該当し得る建設工事の下請契約の代金の額の上限を、三、五〇〇万円から四、〇〇〇万円に引き上げることとした。（第三〇条第二項関係）
5　技術検定は、一級及び二級並びに検定種目及び検定種別に区分して行うものとし、第一次検定及び第二次検定の受検資格は、技術検定の区分に応じ、国土交通省令で定めることとした。（第三五条関係）
6　大学等において施工技術の基礎となる工学に関する知識を修得することができるものとして国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識を有するものと認定した者については、申請により、第一次検定の一部で国土交通大臣が定めるものを免除することとした。（第三六条関係）
7　建設機械施工管理、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定（建築施工管理に係る二級の技術検定にあっては、第二次検定に限る。）に合格した者が建設業法第二七条第七項の規定により称号を称するときは、その称する称号にその合格した技術検定に係る検定種別の名称を付することとした。（第三七条第二項関係）
8　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。